

鎌倉市関谷小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

鎌倉市立関谷小学校

【学校教育目標】



学校教育目標 強く 美しく よく考える子

めざす学校像

- 知恵があふれる学校
- 優しさと笑顔があふれる学校
- 元気があふれる学校

めざす子ども像

- 明るく元気な子
- 心の美しい子
- よく考え進んで行う子
- 平和を愛し人権感覚のある子

めざす教師像

～チーム関谷として～

- わかる授業をめざす教師
- 一人ひとりを大切にする教師
- 学び続ける教師
- 信頼される教師

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

【いじめに対する基本認識】

- いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、「対象児童」や「関係児童」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある。
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- いじめは、その行為や様態により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

1. 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人によって感じ方やとらえ方が異なるため、「いじめ」なのかどうかの判断は慎重に行われなければなりません。大切なことは、いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、教職員がチームとなって迅速に対応することです。いじめ問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」「早期解決」に取り組めます。

本校のすべての子どもにとって、安全で安心して生活できる場所であるためにも、教職員が情報を共有し取り組むとともに、関係機関や教育委員会との連携も密にし、子どもたち一人ひとりに対しチームで支援する体制づくりを進め、早期発見、早期解決に努め、「いじめのない学校」を目指します。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があるため、日頃から地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めていきます。

(いじめの禁止)

本校では、いじめを禁止するとともに、いじめを放置しません。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組めます。

また、いじめが疑われる場合においても、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2. いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- 「特別の教科道徳（以下道徳科）」の時間などを通して児童がいじめの問題について、自ら考え主体的に取り組めるように努めます。さらに、体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を進めます。
- 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- 児童が主体的に考えられるよう、日頃からわかる授業を心がけ、授業づくりに努めます。
- 学校関係者や地域の方等との連携を通して、教育活動における様々な場面で「いのちの大切さ」を学ぶ機会を設定していきます。

- いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- いじめの防止等のための対策に関する取組を年間計画に位置づけて実施します。

(2) いじめの早期発見のための取組

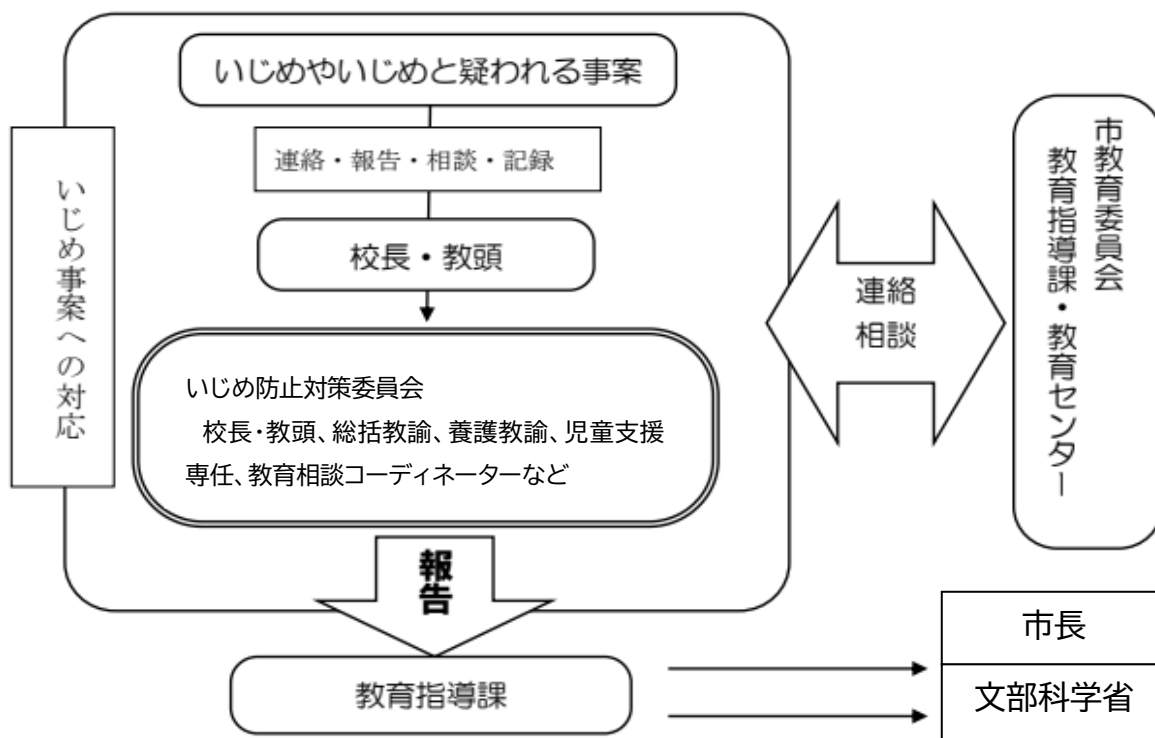
- 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題である」という認識を持ち、各学校において、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努めます。
- 職員が情報を共有できるような体制づくりを進めます。（情報の共有化と早期対応）
- 定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を次のように整えます。
<定期的な調査方法>
 - ① 児童対象いじめ等のアンケート調査 年3回（6月、11月、2月）
 - ② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による、児童からの生活や学習に関する相談・面談 年2回（6月、11月）
- 児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① スクールカウンセラー、教育相談員、SSWの活用
 - ② いじめ相談窓口の設置と周知

(3) いじめの早期解決のための対応・措置

- いじめの対応には、全教職員の理解のもと連携し、担任等が孤立したり、一人で抱え込んでしまったりする等の状況を起こさないように、チームで組織的に対応します。
- いじめを見た、またはいじめの疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせ対応をします。
- 教職員がいじめに係る相談を受けた場合は、すみやかにその事実の有無を確認します。
- 相談・通報のあった事案は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し情報の共有と早期解決に努めます。
- いじめがあったことが確認された場合には、学校は、いじめを受けた児童を守るため、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行います。

- いじめを受けた児童が安心して教育を受ける必要があると認められるケースは、保護者との相談の上、いじめを行った児童に対して、一定期間別室等において学習を行う措置を講じます。
- いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることが理解できるよう指導します。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組みます。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、教育委員会に報告・協議し所轄警察署との相談や学校警察連携制度の活用など、警察と連携して取り組みます。

◎ いじめの対応の流れについて



(4) インターネット上のいじめへの対応

- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、携帯電話利用教室等、必要な啓発活動を行います。また、学級活動や道徳、総合的な学習の時間の中で、情報モラル教育の一層の推進を図ります。
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- インターネットを通じて行われるいじめについては、外部専門機関等への協力を得て、対応に努めます。

(5) いじめの解消

- いじめが「解消している」状態とは、次の二つの要件が満たされている状態をいいます。
- いじめに係る行為がやんでいる状態が、少なくとも3ヶ月間続いていること。
- いじめの対象児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- いじめが解消された後も、引き続き面談や日常の様子をきめ細かく把握し、再発を防ぎます。

(6) 家庭との連携

- 児童一人ひとりに発達の段階に応じた道徳観や規範意識などを身につけさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭における日頃からの取組が重要です。
- いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下、問題をよりよく解決することが必要です。
- いじめを行った児童に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(7) 関係機関との連携

- いじめを受けた児童や、いじめを行った児童が立ち直っていくためには、カウンセリング等医療や福祉などの専門機関の協力が必要になる場合もあります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する必要があります。
- 日頃から、関係機関との適切な連携を図るとともに、学校・市教育委員会においては、関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築しておく必要があります。

3. いじめ防止等対策委員会の設置

いじめの防止等の取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、特定の教職員で対処するのではなく、必要に応じて外部専門家の参画も得ながら、学校全体で組織的な対応を行います。

【構成員】

校長・教頭、総括教諭、児童支援専任、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任等構成員を追加します。

【開催時期と内容】

いじめの事案が発生していない時でも、学期に1回程度は開催し、児童の情報交換といじめ防止のための事例研究や研修を行います。

また、学校いじめ防止基本方針の見直しや、基本方針に基づく取組の年間計画の作成や実施等のほか、次のことを担当します。

◇児童や保護者の相談や地域住民等からの通報の窓口

◇いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報を収集、記録

◇いじめの疑いのある情報があった際の学年会や職員会議等緊急会議の開催

◇関係する児童への事実関係の聴取など、いじめに関連する情報の迅速な収集及び調査

◇いじめを受けた児童の保護やいじめを行った児童に対する指導や支援・連携・方針の検討

◇いじめを受けた児童及び行った児童に対する保護及び支援並びにその保護者との連携

◇在校生やその保護者に対する情報提供

4. いじめ重大事態への対応

重大事態とは

いじめを受けていた児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合、若しくは、いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間（概ね30日。但し、連続して欠席している場合は、この目安にかかわらず。）欠席を余儀なくされている疑いがある場合を指します。

いじめの重大事態については、「疑い」の段階から速やかに教育委員会に報告し、市いじめ防止基本方針に則って対応する。（市基本方針「Ⅲ 重大事態への対処」14p及び「いじめの対応の流れについて」に基づく。）

未然防止・早期発見の年間計画について

月	いじめ防止等に関する取り組み	
	☆未然防止 ★早期発見	取り組みの目的・ねらい
(年間)	☆児童会活動 ☆道徳教育 ☆人権教育	★職員会議での情報交換 ★学年会 ★外部機関との連携 ★いじめ相談窓口の設置
4月	☆学級・学年のルール作り	安心する居場所を整え、いじめを許さない規範意識を醸成する。
	☆学年懇談会	共通理解を図るとともに、家庭・学校での連携を深める。
	★相談窓口の周知・利用	専門的な知見を取り入れ、児童の心のケアに努める。
5月	☆児童指導全体会	児童の情報交換をし、支援・指導体制を整える。
	☆学級懇談会	共通理解を図るとともに、家庭・学校での連携を深める。
6月	★SOSアンケート実施 ☆児童面談 ☆個人面談	学校生活や家庭生活に関する実態を把握し、早期発見・早期対応につなげる。
9月	☆学級懇談会	共通理解を図るとともに、家庭・学校での連携を深める。
10月	☆児童指導全体会(運動会に向けて)	児童の情報交換をし、運動会に向けて支援・指導体制を整える。
11月	☆児童全体会(ウォークラリーに向けて) ★SOSアンケート実施 ☆児童面談	・児童の情報交換をし、ウォークラリーに向けて支援・指導体制を整える。 ・学校生活や家庭生活に関する実態を把握し、早期発見・早期対応につなげる。
12月	☆個人面談	学校生活や家庭生活に関する実態を把握し、早期発見・早期対応につなげる。
1月		
2月	★SOSアンケート実施 ☆児童面談	学校生活や家庭生活に関する実態を把握し、早期発見・早期対応につなげる。
3月		